

様式第三十六号（第十四条関係）

120ミリメートル	
<p>第 号 所 属 庁</p> <p>氏 名 生年月日</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十九条第三項の規定による証 明書</p> <p>年 月 日 交付 年 月 日 限り有効</p> <p>都道府県知事・市町村長 印</p>	<p>写真貼付</p> <p>都道府県 ・市町村 印</p>
83ミリメートル	

(表 面)

この証明書を携帯する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律抜粋

(立入検査)

第十九条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車河、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは建物若しくは第十五条の十七第一項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは産業廃棄物処理施設若しくは建物若しくは第十五条の四の三第三項若しくは第九條の十第一項の政令で定める土地の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するものに必要限度において廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、再生利用認定業者、広域的処理認定業者若しくは無害化处理認定業者の事務所、事業場、車河、船舶その他の場所若しくは第九條の八第一項若しくは第十五條の四の二第一項、第九條の九第一項若しくは第十五條の四の三第三項若しくは第九條の十第一項

若しくは第十五條の四の四第一項の認定に係る施設のある土地若しくは建物若しくは国外廃棄物若しくはこの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸出しようとする者若しくは事業者、事業場その他の場所に立ち入り、当該認定に係る収集、運搬若しくは処分若しくは当該認定に係る施設の構造若しくは維持管理若しくは国外廃棄物若しくはこの疑いのある物の輸入若しくは国外廃棄物若しくはこの疑いのある物の輸出に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するものに必要限度において廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこの疑いのある物を無償で収去させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四條の三、第十八條第一項又は第十九條第一項（第十七條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県環境大臣が認める場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係る部分に限る。）は、環境大臣に関する規定として環境大臣に適用があるものとする。

2 (略)